

機械警備業務仕様書

- 1 対象施設
 - (1) 野田市郷土博物館及び野田市市民会館（野田市野田 3 7 0 番地の 8）
 - (2) 上花輪収蔵庫（野田市野田 8 4 9 番地及び野田市上花輪 1 0 5 9 番地）
- 2 業務内容
 - (1) 火災、盗難及び破壊行為の拡大を防止すること。
 - (2) 事故確認時における関係先への通報及び連絡をすること。
 - (3) 警備実施事項について報告すること。
- 3 警備の仕様
 - (1) 警備方法は自動警備装置による機械警備とする。
 - (2) 警備実施期間は毎日、警報装置警戒開始の信号を受けたときから警報装置警戒解除の信号を受けたときまでとする。
 - (3) 警報装置は対象施設で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報できるものであること。
 - (4) ガードセンターは警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持できるものであること。
 - (5) 機動隊はガードセンターとの連絡を保持し、対象施設の異常事態に備えるものであること。
- 4 異常状態発生における処置
 - (1) 警報受信装置により、対象施設に異常事態が発生したことを確知したときは、機動隊を速やかに急行させ、異常状態を確認するとともに事態の拡大防止にあたらせること。
 - (2) 対象施設に到着した機動隊は、異常状態を確認し、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先へ通報すること。
- 5 その他留意事項
 - (1) 事故発生の際は、速やかに教育委員会に報告すること。
 - (2) 警備に必要な鍵類は、厳重に取り扱い、保管すること。
 - (3) 設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行うこと。なお

施設にあらかじめ設置した既存配線等は、必要に応じこれを使用できるものとする。

一般廃棄物等収集運搬処理業務仕様書

1 対象施設

野田市郷土博物館及び野田市市民会館（野田市野田 3 7 0 番地の 8）

2 業務内容

（1）対象施設から排出される一般廃棄物等の収集、運搬及び処理を行うこと。

（2）一般廃棄物等の種類及び収集回数は、次のとおりとする。

| 種 類 | 収集回数 |
|------------------------------|-------|
| 可燃ごみ | 週 1 回 |
| 不燃ごみ | 月 1 回 |
| 資源物（ビン、空き缶・金属類、ダンボール、ペットボトル） | 月 1 回 |

3 関係法令の厳守

本業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守すること。

4 作業報告

日報を作成し、排出状況が分かるように記録しておくこと。

産業廃棄物収集運搬処理業務仕様書

1 対象施設

野田市郷土博物館及び野田市市民会館（野田市野田 3 7 0 番地の 8）

2 業務内容

(1) 対象施設から排出される産業廃棄物の収集、運搬及び処理を行うこと。

(2) 産業廃棄物の種類及び収集回数は、次のとおりとする。

| 種 類 | 収集回数 |
|----------|------|
| 廃プラスチック類 | 随時 |

3 関係法令の厳守

本業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、道路運送法、野田市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びこれらの関係法令を厳守すること。

4 その他

(1) 業務の実施に当たり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを教育委員会に提出すること。

(2) ごみ袋はビニール袋（4 5 リットル）を使用すること。

消防設備保守点検業務仕様書

1 対象施設

- (1) 野田市郷土博物館及び野田市市民会館（野田市野田 3 7 0 番地の 8）
- (2) 上花輪収蔵庫（野田市野田 8 4 9 番地及び野田市上花輪 1 0 5 9 番地）
- (3) 清水収蔵庫（野田市清水 2 5 4 番地の 3）

2 点検回数

年 2 回（外観及び機能点検年 1 回、総合点検年 1 回）

3 設備保守点検内容

(1) 対象設備

| 設備の名称 | 機器の名称 | 数量 | 備 考 |
|---------|-------------|------|----------------------------------|
| 自動火災報知器 | 受信機 2 級 3 窓 | 1 台 | |
| | 差動式スポット型感知器 | 37 個 | |
| | 電鈴 | 3 個 | |
| | 表示灯 | 2 灯 | |
| | 非常電源装置 D C | 1 台 | |
| 発信機 | | 2 個 | |
| 避難設備 | 誘導灯・誘導標識 | 1 式 | |
| 消火器具 | 消火器 | 6 本 | 市民会館（市民会館 5、松樹庵 1）に設置 |
| | 消火器 | 7 本 | 博物館（展示室 4、収蔵庫 1、学芸員室 1、事務所 1）に設置 |
| | 消火器 | 4 本 | 上花輪収蔵庫に設置 |
| | 消火器 | 2 本 | 清水収蔵庫に設置 |

(2) 保守業務の補佐

上記、防火対象物に設置された消防設備等の機能保全のため、外観機能及び総合点検を消防法第 1 7 条 3 の 3 及び消防法施行規則第 3 1 条の 6 に

基づき点検し、防火管理者が行う保守義務を補佐する。

4 業務の報告

指定管理者は、業務の結果及び処置の内容について、点検後速やかに教育委員会に報告する。点検の結果、補修・改善等が必要な場合、指定管理者は速やかに教育委員会に報告し、協議の上、対処するものとする。

屋根清掃業務仕様書

1 対象施設

野田市郷土博物館及び野田市市民会館（野田市野田 3 7 0 番地の 8）

2 業務内容

周辺が樹木に囲まれており、秋から初冬にかけて木の葉等が屋根及び雨樋に堆積するため、放置すると雨漏り等の原因となるので、屋根を清掃する。

3 清掃回数

年 1 回

燻蒸業務仕様書

1 対象施設

- (1) 郷土博物館本館収蔵庫（野田市野田370番地の8（約250m³））
- (2) 上花輪収蔵庫（野田市野田849番地（約390m³）及び野田市上花輪1059番地（約450m³））
- (3) 郷土博物館本館常設展示（野田市野田370番地の8）のうち、指定する資料

2 業務内容

収蔵資料の殺虫及び殺菌

3 燻蒸方法

- (1) 郷土博物館本館収蔵庫
密閉ガス燻蒸（殺虫・殺卵・殺カビ処理）
- (2) 上花輪収蔵庫
殺虫・防カビ剤噴霧施工（殺虫・防カビ処理）
- (3) 郷土博物館本館常設展示のうち、指定する資料
受注者の用意する燻蒸庫での密閉ガス燻蒸（殺虫・殺菌処理）

4 使用薬剤

- (1) 郷土博物館本館収蔵庫及び(3) 郷土博物館本館常設展示のうち、指定する資料
公益財団法人文化財虫菌害研究所（以下「文化財虫菌害研究所」という。）が効果を認定した薬剤のうち、次のいずれかを使用する。
 - ①アルプ（酸化プロピレン・アルゴン）
 - ②エキヒュームS（酸化エチレン混合剤）
- (2) 上花輪収蔵庫
 - ①ブンガノン（シフェノトリン＋炭酸ガス）殺虫噴霧薬剤
 - ②ライセント（3-ヨード＋炭酸ガス）防カビ噴霧薬剤

5 投薬量

- (1) 郷土博物館本館収蔵庫及び(3) 郷土博物館本館常設展示のうち、指

定する資料

文化財虫菌害研究所の仕様書（以下「仕様書」という。）に記載されている単位薬量に換算すること。なお、気密性を考慮し、追加分薬量を加算すること。

(2) 上花輪収蔵庫

ブンガノンについては1立方メートル当たり5g、ライセントについては1立方メートル当たり20gを投薬すること。なお、気密性を考慮し、追加分薬量を加算すること。

6 効果判定

(1) 郷土博物館本館収蔵庫及び(3) 郷土博物館本館常設展示のうち、指定する資料

文化財虫菌害研究所が頒布するムシ、カビサンプルを使用し、文化財虫菌害研究所の判定によりムシ100%、カビ80～100%殺滅をもって合格とする。サンプルの配置場所はそれぞれ3か所とする。

(2) 上花輪収蔵庫

ブンガノンは薬剤メーカーが頒布するムシを使用し、同メーカーにて効果判定を行なうこと。ライセントは薬剤メーカーが頒布するライセント残留分析用濾紙を設置し、同メーカーが分析を行った薬量分析成績表を提出すること。サンプルの配置場所はそれぞれ3か所とする。

7 燻蒸方法

(1) 郷土博物館本館収蔵庫

①事前作業

電気配管、通風孔などガス漏れの恐れのある箇所については完全に密封するか、被覆すること。施工に当たっては、建造物及び収蔵資料に毀損又は汚損が生じた場合は、原状回復するものとする。

②投薬作業

気化器を使用して薬剤を完全にガス化させて投薬し、凝縮を避けるためファンなどを使って希釈・攪拌すること。

③維持管理

薬剤が収蔵庫内に均一になるまでは10分間隔で、それ以後は1時間から4時間までの間隔で内部の濃度を測定し、濃度が低下した際は追加投薬すること。また、超高感度ガス検知器を使用して随時ガス漏

れの有無を点検し、ガス漏れを発見した場合は速やかにその原因箇所を補修整備すること。そのため、燻蒸中は24時間体制で1名以上現場にて監視すること。

④排気作業

残留ガスの排出に関しては活性炭などの除外用吸着剤を使用して除毒し、大気放出は法令等に準じて行うこと。収蔵庫内の残留ガス濃度は仕様書に準じるものとする。また、排気に伴う外気吸気に関してはフィルターなどを使用して雑菌などの流入に留意すること。

⑤安全確保

作業に当たる者は、「文化財虫菌害防除作業主任者」、「特定化学物質等作業主任者」の資格を有するとともに、アルプを使用する場合は「危険物取扱者乙種第4類」の資格を有し、エキヒュームSを使用する場合は「毒物劇物取扱責任者」の資格を有するものとし、燻蒸作業中は常に安全を確保し、事故等が起こらないように努めること。万一、事故等が発生した場合には、遅滞なく野田市郷土博物館指定管理者（以下「指定管理者」という。）に報告し、事後対策について協議し、その指示に従うこと。

(2) 上花輪収蔵庫

①事前作業

空間噴霧薬剤であることから、電気配管、通風孔など薬剤漏れの恐れのある箇所については、被覆するとともに、薬剤付着等により汚損される可能性のある箇所については、ビニール・薄葉紙等で養生すること。また、煙探知器に感知される可能性があることから、投薬直前より排気完了までの間は火災報知器の音響停止等の対策を行うとともに、指定管理者と事前に連絡調整すること。

②投薬作業

ボンベに専用ノズルを装着し、直接空間噴霧する。その際資料を汚損しないよう十分留意すること。

③維持管理

内部濃度を定期的に計測し、有効濃度以下に低下した場合は、直ちに追加投薬を実施すること。

④排気作業

周辺環境を確認後、軸流ファンを使用して強制排気すること。

⑤安全確保

作業に当たる者は、「文化財虫菌害防除作業主任者」、「特定化学物質等作業主任者」及び「酸素欠乏危険作業主任者」の資格を有するものとし、燻蒸作業中は常に安全を確保し、事故等が起こらないように努めること。万一、事故等が発生した場合には、遅滞なく指定管理者に報告し、事後対策について協議し、その指示に従うこと。

(3) 郷土博物館本館常設展示のうち、指定する資料

①搬出入作業

燻蒸作業前、発注者指定場所から燻蒸資料を搬出し、受注者の作業場所に運搬する。燻蒸作業後、受注者の作業場所から運搬し、指定場所に納品する。搬出入及び燻蒸庫内への運搬時には、資料や文書保存箱等の破損等が起こらないよう十分配慮して作業を行うこと。

②燻蒸作業

処理方法は仕様書に従うこと。

1) 投薬作業

気化器を使用して薬剤を完全にガス化させて投薬し、凝縮を避けるためファンなどを使って希釈・攪拌すること。

2) 維持管理

薬剤が均一になるまでは10分間隔で、それ以後は1時間～4時間までの間隔で内部の濃度を測定し、濃度が低下した際は追加投薬すること。

3) 排気作業

残留ガスの排出に関しては活性炭などの除外用吸着剤を使用して除毒し、大気放出は法令等に準じて行うこと。燻蒸庫内の残留ガス濃度は仕様書に準じるものとする。また、排気に伴う外気吸気に関してはフィルターなどを使用して雑菌などの流入に留意すること。

③安全確保

作業に当たる者は、「文化財虫菌害防除作業主任者」、「特定化学物質等作業主任者」の資格を有するとともに、アルプを使用する場合は「危険物取扱者乙種第4類」の資格を有し、エキヒュームSを使用する場合は「毒物劇物取扱責任者」の資格を有するものとし、燻蒸作業中は常に安全を確保し、事故等が起こらないように努めること。万一、事故等が発生した場合には、遅滞なく指定管理者に報告し、事後対策について協議し、その指示に従うこと。

8 安全確保のための諸注意

- (1) 投薬前及び投薬後は予定使用量と実際に使用した量の確認を受けるとともに、書面にて報告すること。
- (2) 燻蒸期間中の夜間警備は、施工者が責任をもって行う。
- (3) 投薬から安全確認までの間、燻蒸対象施設及び周辺をロープで囲い、立入禁止の警告表示を行うとともに、侵入者のないように警戒する。
- (4) ガス漏れ感知器、ガス検知管等を用いて定期的にガス漏洩の検査を行い、ガス漏洩を発見した場合は、直ちに漏洩箇所を補修する。
- (5) 燻蒸ガス吸引事故が発生した場合に備えて、連絡諸機関の一覧表を提出する。
- (6) 非常時に備えて、圧搾空気を詰めたボンベ付き空気呼吸器を用意する。
- (7) 電気設備、機械設備機器ほか各種設備について、担当職員と綿密に打合せを行う。

9 完了検査

- (1) 燻蒸作業が終了したときは、監督職員の検査を受ける。
- (2) 文化財虫菌害研究所及び薬剤メーカーの効果判定が合格したときをもって、この仕様に定める業務が全て完了したものとみなす。

10 報告書

施工後45日以内に、次の書類を提出する。

- (1) 施工時のガス濃度測定データを含む燻蒸実施報告書（2部）
- (2) 文化財虫菌害研究所及び薬剤メーカーの効果判定書（供試虫・供試菌ともに必要部数）

11 その他

この仕様書に定めない事項については、文化財虫菌害研究所の「文化財の燻蒸処理標準仕様書とその補遺」及び「燻蒸処理危害防止措置規定」に準ずる。

庭園管理業務仕様書

1 対象施設

野田市市民会館（野田市野田 3 7 0 番地の 8）

2 業務内容

市民会館庭園及び博物館前庭など敷地内について、常に美観を損なわないように整理整頓（除草、清掃等）に努める。植栽の管理・育成については下記の業務を適切な時期や方法により実施する。

(1) 芝生育成管理

①芝生刈込

機械刈りにより均等に刈り込む。7月から10月までにかけて年15回程度とする。

②施肥・目土

芝生の育成に必要な措置を講じる。

③病虫害対策

「野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針」に基づき、防除管理者を定めるとともに、「農薬・殺虫剤等の薬剤の適正使用マニュアル」を作成して適正に病虫害の防除を行うこと。薬剤の使用に関しては教育委員会と協議すること。

④除草

人力による伐根除草を行なう（年50回程度）。必要に応じて除草剤を散布する場合は教育委員会と協議すること。

⑤散水

降雨が少なく芝の生育に支障がある場合、速やかに灌水を行う。

(2) 樹木管理

①剪定・枝下し

それぞれの樹種に合わせて最適時期に行う。下表を目安とする。

表 樹木剪定の目安

| 場所 | 主な樹木 | 回数 | 時期 | 実施年度 |
|---------------------|-------------------|-------------|----|------------|
| 市民会館庭園及び 郷土博物館前庭 | アカマツ 15 クロマツ 1 | 1 回 /2 年 | | R4, R6, R8 |

| | | | | |
|--------------------|---------------------------------|-----------|----------|------------|
| 庭園中央芝・流れの庭付近 | カヤ、モッコク、シイ、 | 1回 /2年 | | R4, R6, R8 |
| 郷土博物館前庭、市民会館庭園入口付近 | シイ 8、モッコク 2、ヒバ 3、サンゴジュ 1 | 1回 /2年 | | R5, R7 |
| 大泉水周辺 | シイ 3、カシ、モチ、エゾマツ、サカキ、モチ、モミジ | 1回 /3年 | | R5, R8 |
| 松樹庵周辺、市民会館北側 | ヒバ 6、シイ 22、ヤツデ、モッコク、モクセイ、モチ、アオキ | 1回 /2年 | | R5, R7 |
| 郷土博物館前庭便所前 | モッコク、ネズミモチ、サカキ | 1回 /2年 | | R5, R7 |
| 郷土博物館裏 | シイ 11、モッコク、モクセイ | 1回 /2年 | | R5, R7 |
| 駐車場 | クス 1、エノキ 1、ヒバ 3、カヤ 1、ネズミモチ 1 | 1回 /2年 | | R4, R6, R8 |
| 市民会館庭園及び郷土博物館前庭 | サツキ 28、ツツジ 56、ツバキ 3、アジサイ | 1回 /1年 | 6月 末 | 毎年度 |
| 松樹庵付近 | ドウゲンツツジ、ヒイラギ、ナンテン、アジサイ | 1回 /1年 | | 毎年度 |
| 松樹庵付近、市民会館北側、大泉水付近 | ツゲ 3、ツゲ小玉 | 1回 /1年 | 7月 中旬 | 毎年度 |
| 市民会館庭園 | クマザサ、アオキ、ネズミモチ | 1回 /1年 | 3月 | 毎年度 |
| 市民会館中庭、松樹庵付近 | タケ、ナリヒラタケ | 1回 /1年 | 6～ 7月 | 毎年度 |

②病害虫防除

「野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指

針」に基づき、防除管理者を定めるとともに、「農薬・殺虫剤等の薬剤の適正使用マニュアル」を作成して適正に病虫害の防除を行うこと。薬剤の使用に関しては教育委員会と協議すること。

- (3) 庭園内全体の除草、清掃等
- (4) 市民会館駐車場の除草等
- (5) 上記業務実施に伴う廃棄物の搬出及び適正な処理

3 業務に要する器具、消耗品等

業務に必要な器具等、薬品類他消耗品類、廃棄物の処理に係るゴミ袋は指定管理者が負担するものとする。

4 業務報告

指定管理者は業務日誌を作成し、教育委員会に報告するものとする。

5 その他

- (1) 作業時間は午前9時から午後5時までとし、これ以外の時間に作業する場合は、教育委員会と協議する。
- (2) 市民会館及び郷土博物館の利用者等に迷惑をかけることのないように実施するとともに、事故防止に万全を期す。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合は、教育委員会と協議し、誠意をもって処理する。